

## 大阪府同和問題解決推進審議会傍聴要領

### 1 傍聴手続

- (1) 傍聴者の定員は、10名とする。
- (2) 傍聴を希望する者は、会議開始時刻の30分前から会議開始時刻までに受付を済ませ、当審議会の事務局の許可を得たうえで、係員の指示に従い、傍聴席に着席するものとする。
- (3) 傍聴の受付は、先着順とし、定員に達した場合には、(2)の規定にかかわらず、受付を終了する。ただし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超えている場合には、直ちに受付を終了し、抽選により傍聴者を決定する。

### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場内では静かに傍聴することとし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公然と意見を表明するなど会議を妨害しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- (3) その他、会議を軽視するような行為をしないこと。

### 3 会場の秩序維持

傍聴者が上記2の遵守事項に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

その他、会場の秩序維持に関しては、傍聴者は、会長や係員の指示に従わなければならない。